

新旧対照表

別紙 11

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 4 章 輸出通関関係	第 4 章 輸出通関関係
第 1 節 輸出申告	第 1 節 輸出申告
(輸出申告事項の登録)	(輸出申告事項の登録)
1 - 1 輸出申告（法第 67 条の 3 第 2 項に規定する特定輸出申告、 <u>特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告</u> を除く。この節及び次節において同じ。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節及び次節において「通関業者等」という。）が海上システムを使用して輸出申告を行う場合は、当該申告に先立ち申告者名、数量、価格等の必要事項を海上システムに入力し、又は「輸出申告事項呼出し」業務により輸出申告事項の登録に必要な事項を呼び出した上で、輸出申告事項の登録を行うものとする。	1 - 1 輸出申告（法第 67 条の 3 第 2 項に規定する特定輸出申告 <u>及び</u> 特定委託輸出申告を除く。この節及び次節において同じ。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節及び次節において「通関業者等」という。）が海上システムを使用して輸出申告を行う場合は、当該申告に先立ち申告者名、数量、価格等の必要事項を海上システムに入力し、又は「輸出申告事項呼出し」業務により輸出申告事項の登録に必要な事項を呼び出した上で、輸出申告事項の登録を行うものとする。
<u>第 4 節の 2 特定製造貨物輸出申告</u>	(新規)
(輸出申告についての規定の準用)	(新規)
4 の 2 - 1 特定製造貨物輸出者（法第 67 条の 13 第 2 項に規定する特定製造貨物輸出者をいう。）が海上システムを利用して特定製造貨物輸出申告（法第 67 条の 3 第 2 項に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。以下この項において同じ。）を行う場合は、第 1 節及び第 2 節に準じて行うものとする。	
なお、特定製造貨物輸出申告においては次のことに留意する。	
特定製造貨物輸出申告においては、記事欄に貨物の蔵置場所の所在地及び名称並びに認定製造者（法第 67 条の 14 に規定する認定製造者をいう。）及び運送者の氏名又は名称を入力するものとする。なお、運送中の貨物について、外国貿易船に積み込もうとする開港又は不開港の所在地を所轄する税關官署に対して当該申告を行う場合には、貨物の蔵置場所の所在地及び名称の入力を省略して差し支えない。	
本章第 1 節 1 - 4 に規定する添付書類等のほか、関税法基本通達 67	

新旧対照表

別紙 11

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>の 3 - 3 - 2 の規定により作成した貨物確認書を提出する必要がある</u> <u>るので留意すること。</u> <u>審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった場合又は税関が「輸出申告審査終了」業務を行った場合であって、特定委託輸出申告に係る貨物が保税地域に搬入されていないときには、当該貨物が保税地域に搬入され、当該貨物に係る搬入確認登録がなされるまでの間、輸出の許可を保留することとなる。</u></p>	